

「老人クラブ割引」の適用について

1. 割引の適用を受ける「老人クラブ」とは地域を基盤とした組織であり、各市区町村もしくは地区の「老人クラブ連合会」に所属するクラブとします。
2. 老人クラブの活動として「老人クラブの会員」が「10名以上」で入館する場合、割引が適用となります。
3. 「シニア割引」ではありませんので、「高齢者の団体」に対して適用されるものではありません。
4. 「老人クラブ割引」の適用を受けるには、利用料金免除申請書の提出が必要となります。なお、団体等名称には「老人クラブ」の名称と併せて、所属する「老人クラブ連合会」の名称もご記入ください。

上記事項をご確認の上、お申し込み頂きますようお願い致します。

鶴岡市立加茂水族館利用料金免除申請書

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

(管理受託者)

一般財団法人 鶴岡市開発公社
加茂水族館館長 奥泉和也様

団体等名称 **〇〇老人クラブ**
(所属する連合会名) **(〇〇市老人クラブ連合会)**
住 所 **〇〇県〇〇市〇〇**
申 請 者 氏 名 **会長(代表者)** 
連 絡 先 **電話・FAX番号** **認印**

次のとおり利用料金の免除を受けたいので申請します。

利用年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 時間(〇〇 : 〇〇)~	
利用団体等名称	〇〇老人クラブ	
利用目的	レクリエーション・水族館見学 など	
通常料金額 (免除前) 円	免除額(割引) 円	支払額 円
一 般 1,500円 〇〇人	1人 円 × 人 = 円	1人 円 × 人 = 円
小・中学生 500円 人	1人 円 × 人 = 円	1人 円 × 人 = 円
引 率 者 1,500円 人	1人 円 × 人 = 円	1人 円 × 人 = 円
そ の 他 () 人	1人 円 × 人 = 円	1人 円 × 人 = 円

※ 太線の枠内だけ記入してください。